

## JRAT ロジスティクススタッフ（JRAT Logistics Staff）に関する規程

### （目的）

- 第1条 本規程は、JRAT ロジスティクススタッフ：JRAT Logistics Staff（以下 L-スタッフ）について定めるものである。
- 2 L-スタッフは、災害時に JRAT 本部（東京）や被災地の地域 JRAT 活動本部などに赴いて、本部活動およびその支援を行い、他の緊急招集メンバーの模範となり、本部活動のリーダー的役割を担う。

### （登録）

- 第2条 L-スタッフは次の各号に基づき事前にトレーニングを受け、地域 JRAT 代表（もしくはブロック代表）の推薦状を添えて、登録用紙を JRAT 事務局に提出することにより、L-スタッフとして名簿に登録され、委嘱状が発行される。
- （1）大規模災害リハビリテーション支援チーム本部運営ゲーム（REHUG®）（ファシリテーター養成研修会を含む）を受講する。
- （2）JRAT 指定の E-ラーニング研修を受講する。
- （3）JRAT-RRT 隊員、日本 DMAT 隊員、JIMTEF 災害医療研修アドバンスコース修了者、3 日以上の実災害でのロジスティクス業務経験者は、資格・経験を証明する資料を提出することにより、（1）号の研修は免除される。
- 2 次の各号に基づき登録を更新できることとする。
- （1）任期は 2 年間とし、辞退の申し出がされない場合は自動更新とする。

### （派遣）

- 第3条 発災時、次の各号により派遣要請を行うこととする。
- （1）被災地域内で要請する場合は、地域 JRAT 代表が、地域内で行う。
- （2）他地域からの応援を要請する場合は、地域 JRAT 代表が JRAT 本部（東京：JRAT 事務局）へ依頼し、JRAT 本部（東京：JRAT 事務局）が行う。
- （3）JRAT 東京本部への派遣要請は、JRAT 本部（東京：JRAT 事務局）が行う。

### （費用補償）

- 第4条 L-スタッフ派遣に要する費用は、次の各号に基づき費用補償する。
- （1）被災地の地域 JRAT 活動本部への派遣については、JRAT の派遣に準じる。
- （2）JRAT 本部（東京）への派遣については、都度決定する。
- （3）災害救助法下において、L-スタッフへの費用弁済がなされない場合は、都度検討する。

### （規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1 この規程は、令和4年11月24日から施行する。

改訂履歴

令和5年4月14日に第2条(1)の(REHUG®)の後に(ファシリテーター養成研修会を含む)を挿入する。